

平成 30 年 9 月 21 日

大津市長
越 直美 様

大津市障害者自立支援協議会
会長 藤木 充
重心部会
部会長 井上匡美

大津市障害者自立支援協議会 重心部会

自宅浴槽で入浴が困難な方の支援に関する提言書

1. はじめに

入浴は身体の清潔を保ち、血行を良くして緊張を緩和して肉体的にも精神的にもリラックスさせる効果がある。身体に重い障害をもつ人の入浴には様々な支援や工夫が必要となるが、それが十分に提供されない場合、入浴する機会が制限されることになる。

大津市では自宅浴槽における入浴が困難な人に対して、自宅に簡易浴槽を持ち込む訪問入浴サービスや機械浴槽のある施設において入浴する施設入浴サービスが展開されてきた。

それでも障害をもつ人の入浴に対するニーズに十分に答えられていない部分もあり、大津市障害者自立支援協議会では平成 29 年度に入浴支援に関するプロジェクト会議を行い、以下の提言を行った。

- ① サービス等利用計画に基づき本人の希望する入浴回数を保障する。
- ② 施設入浴サービスの見直しと新たなサービスの検討
- ③ 施設の入浴設備を借りたヘルパーによる入浴支援の推進

提言に関しては特に具体的な施策の展開は見られなかったが、重症心身障害児のご家族より、自宅以外の場所での入浴支援をもっと進めてほしいという要望が上がり、大津市障害者自立支援協議会では重心部会において自宅浴槽において入浴が困難な人の「お風呂に入りたい」というニーズをさらに実現するために必要な支援体制をどのように構築するか、今年度も継続して検討を行った。

2. 提案の背景

(1) 入浴支援の方法

入浴に介助が必要な人の支援として以下の 3 つの方法がある。

① 自宅における入浴（居宅介護を利用）

自宅浴槽を利用して、障害者自立支援法における居宅介護（身体介護・重度訪問介護）を利用してヘルパーが入浴介助を行う。利用者の状況に応じヘルパー 1 人または 2 人の体制で行っている。

② 自宅における入浴（訪問入浴＜簡易浴槽等の持ち込み＞を利用）

移動入浴車などにより浴槽を持ち込んで入浴介助を行う。サービス提供時における標準的な支援者の構成は 3 人で、ヘルパーのみで構成される場合と、看護師 1 人、ヘルパー 2 人で構成される場合がある。

③ 施設等にある浴槽等を利用した入浴。

生活介護事業所等にある入浴設備を利用して入浴介助を行う。事業所の職員が生活介護事業や施設入浴サービ

スとして入浴介助を行う場合と、事業所施設の入浴設備を借りてヘルパーが入浴介助を行う場合とがある。

なお、自宅浴槽での入浴が困難な人に対して行われているサービスは別表の通りである。

(2) 大津市の自宅浴槽で入浴が困難な人への支援の現状と課題

滋賀県障害者自立支援協議会で平成 27 年に滋賀県内の重心の方を対象にアンケート調査を実施。その中で入浴支援に関するニーズ調査を行っている。資料 2 を参照。大津圏域の方の回答を結果を見ると自宅外での事業所での入浴支援の希望が一番多く、続いて回数の増加がとなっている。

また、今回の提言書を作成するにあたり 2018 年に相談支援専門員を対象に入浴支援に関するアンケートを実施して課題の把握を行った。資料 3 及び別紙アンケート結果を参照。アンケート結果から見えてきた課題は以下の点である。

- ①自宅外の場所で入浴支援を希望する方が多い。
 - ②自宅外の場所で入浴支援を実施する場合の資源が不足している。
 - ④ 入浴の保障回数が少ない。
- 上記の結果から見ても、自宅外での入浴支援と回数の保障が求められている。

(3) 自宅浴槽以外の場所で入浴支援の施策の課題は以下の通りである。

サービス名	課題
心身障害者訪問入浴サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者の要件があり、他の入浴支援サービスとの併用が原則認められていない。 ・予算上確保されている回数が週 3 回である。
心身障害者施設入浴サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・他の入浴支援サービスとの併用が原則認められていない。 ・大津市の単独事業であり、予算上確保されている回数が月 2 回までである。 ・施設入浴支援の事業を行う際に看護師の配置が必要とされているため、看護師確保困難な事業所は実施できない。 ・1 回あたりの委託費が安く、事業所としても採算が取れない。
障害者入浴支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市の単独事業で大津市立やまびこ総合支援センター内ひまわりはうすが受託事業所として運営している。しかし、ひまわりはうすも他の事業と兼務している等の理由から、利用者 1 人当たり週 1 回程度の利用のみに留まっている。 ・生活保護世帯以外、利用料の減免がない。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の体制上、利用者 1 人当たり週 1 回までしか利用できない事業所が多い。
施設にある機械浴槽等を借りて身体介護又は重度訪問介護でヘルパーが入浴支援を実施(施設開放)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設で入浴中に事故が起きた際の責任の所在の検討が不十分である。 ・ヘルパーが機械浴槽等の取り扱いに熟知するまで時間がかかる。 ・施設開放が可能となる夕方の時間帯はヘルパーの確保が困難。 ・施設までの移動手段の確保が必要。 ・施設を借りられる曜日や時間に制限がある。 ・入浴にかかる光熱水費や入浴設備の修繕費を開放の利用者負担金だけでは賅えず、開放する施設側の持ち出しになってしまう。びわこ学園医療福祉センター草津内のみなもの入浴設備の場合、利用者負担 500 円を徴収しているが、光熱費や入浴設備の維持管理の必要を考えると 1000 円は必要との試算が上がっている。

3. 滋賀の縁創造実践センターの取り組み

滋賀県障害者自立支援協議会では重症心身障害児・者の実態調査をする中で、入浴に関する課題が多いことが明らかになった。

その課題に関して、滋賀県社会福祉協議会で滋賀の縁創造実践センターを立ち上げた際に取り上げて課題解決に向けて検討を行った。

そして、医療的ケアの必要な重度心身障害児者の自宅外で入浴支援のモデル事業を平成 27 年からスタートさせた。資料 4 を参照。

モデル事業の内容としては下記の 2 つがある。

①生活介護事業所で訪問入浴により入浴サービス提供する事業

②高齢者介護事業所の機械浴槽を利用して、訪問看護と居宅介護で入浴サービスを提供する事業

①の生活介護施設の場所を借りての訪問入浴に関しては、自宅外では原則認められていないところをモデル事業として縁が支援する形で実施。草津市の方が実際支援を受けていた。

②の高齢者施設の機械浴槽を利用した入浴支援に関しては、自宅外での利用が制度的に認められていない訪問看護をモデル事業として縁が支援する形で実施。大津市をはじめとして東近江市、日野町の方が支援を受けていた。

このモデル事業により入浴施設及び看護師の確保がされることにより医療的ケアの必要な方の自宅外での入浴支援の保障がされたことは本人の選択肢の広がりや家族のレスパイトの保障へとつながり、とても効果的なものであった。

ただ、このモデル事業は今年度で終了となっており、支援を受けている利用者の各市町で事業の継続に向けて検討が必要な状況となっている。

4. 提言の内容

滋賀の縁創造実践センターの取り組みを参考にしながら大津市内の自宅浴槽で入浴が困難な人の現状と課題を解決するために以下の提言を行う。

①自宅以外の場所での訪問入浴サービスの実施

医療的ケアの必要な方が自宅浴槽以外の場所で入浴支援を受ける場合の選択肢としては訪問入浴か看護師の配置された生活介護で入浴支援を実施している場合以外に現状選択肢はない。

選択肢を増やす方法としては自宅以外の場所（生活介護や放課後等デイサービス等）を借りて、訪問入浴を実施する形ができないか。訪問入浴であると。看護師の確保もでき、機械浴槽のない施設でも実施できるというメリットがある。

自宅以外の場所での訪問入浴の実施を制度的に認めることを提言する。

②サービス等利用計画に基づき本人の希望する入浴回数を保障する。

自宅浴槽で入浴が困難な人に対して、入浴に関するアセスメント及びサービス等利用計画に基づいて、必要な入浴回数を保障できるようにする。その際に、現在大津市にある複数の入浴サービスを組み合わせて制度的に利用することも可能であるようにすることを提言する。

5. おわりに

入浴支援に関して当事者や関係機関から改善してほしいとの声が上がっていた。当プロジェクトでは入浴の機会を少しでも多く保障するためのより良い方法の検討の議論を重ねてきた。「お風呂に入りたい」という声に対して、今回の提言を通して対象者や利用回数等の拡大が実現できることを願いたい。

今後の残された課題として、大津市身障害者施設入浴サービス事業の見直しがある。本事業は、回数が

月2回までで併用も認められないために利用者のニーズに合わず、また1回あたりの報酬が訪問入浴と比較しても安く採算が取れないために事業所参入もない状況である。

自宅外での入浴支援を希望されている方に関しては施設開放によるヘルパーでの入浴支援の利用希望が増え続けている現状だが医療ケアが必要な方は医療行為が出来る支援者が不在の為に利用できない課題がある。一方で、施設入浴サービスは看護師の配置が制度上されており、医療ケアのある方の対応が可能である。

そこで、施設入浴サービスのあり方を検討して、医療ケアの必要な方も含めた利用者のニーズに応えられる制度に変えていく必要がある。

施設入浴支援の回数及び事業所に入る報酬を見直し、高齢者施設が施設入浴支援に参入するように働きかけて、本人の暮らしにより近い地域で入浴支援の保障ができるようにすることも今後検討が求められる。

資料1：自宅浴槽以外の入浴支援

サービス名	サービス内容	市内在住の方が利用している事業所	利用回数	利用者負担
心身障害者訪問入浴サービス (地域生活支援事業)	浴槽付きの車両により、心身障害者の居宅を訪問し入浴介護を提供する。	5箇所 *湯ず *ラ・ケア *アースサポート *アサヒサンクリーン *田中ケアサービス	週3回	500円 (非課税世帯は0円)
心身障害者施設入浴サービス (大津市単独事業)	居宅において入浴することが困難な重度の心身障害者を機械浴槽のある病院または診療所へ移送して、入浴介護を提供する。	0箇所	月2回	
障害者入浴支援サービス (大津市単独事業)	心身障害児者をやまびこ総合支援センターへ移送して、施設内にある機械浴槽を利用して入浴介護を提供する。	1箇所 *ひまわりはうす	週1回程度	
生活介護 (介護給付)	生活介護のサービスの一つとして事業所内の浴槽にて入浴介護を行う。	3箇所 *デイセンター楓 *デイセンターすみれ *まちかどプロジェクト	週1回程度	生活介護の利用料に含まれる
施設にある機械浴槽等を借りて身体介護又は重度訪問介護でヘルパーが入浴支援を実施 (介護給付)	心身障害者が機械浴槽を有する施設にヘルパーが付き添って行き、浴槽を借りて入浴介護を提供する。	開放している事業所 *デイセンターすみれ *デイセンター楓 *びわこ学園医療福祉センター草津内地域交流センターみなも *まちかどプロジェクト *ステップ広場ガル	サービス等利用計画に基づく回数	施設への利用料とヘルプの利用料が必要

3. 各圏域別集計結果（県協議会集計分）

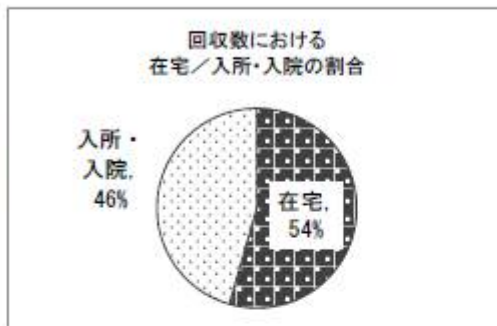
3-1. 大津圏域

1. 全体（在宅、入所・入院者共通事項）

調査票配布数、回収数

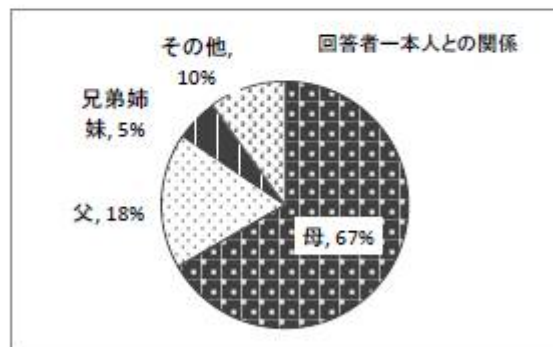
●配布、及び回収数

	在宅	入所・入院	計
配布数	95	63	158
回収数	49	41	90
回収率	52%	65%	57%



アンケートの回答者

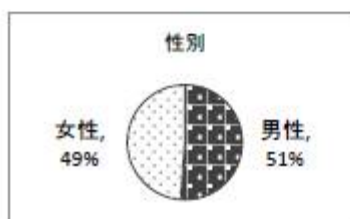
1. 本人	2. 家族								3. その他 [※]	無記入	計
	父	母	祖父	祖母	兄弟姉妹	その他 [※]	無記入	小計			
0	16	60	0	0	5	2	5	88	1	1	90



問1 ご本人について

① 性別

1. 男性	2. 女性	不明	計
46	44	0	90



⑤入浴サービス-1番目に

1. 満足	2. 回数増	3. ヘルパー-自宅	4. 事業所での	5. 訪問入浴	6. 通所事業所内	7. その他	無回答	計
9	7	1	8	1	7	6	10	49

※「2. 回数増」での「週〇回希望」記入内容：

3	4	4	4	7	(空)	(空)
---	---	---	---	---	-----	-----

※「7. その他」内容：

同性介助 (NS とヘルパー2人体制でせめてヘルパーだけでも)
医療的ケアのできるヘルパーに入浴サービスしてほしい
入浴時間は柔軟に対応してほしい。祝祭日も実施してほしい。
現在、自宅のオフロで2人介助での入浴ですが、たまにはリフレッシュ?!の意味で(本人の)⑤のオフロにも入れてやりたい。今現在のサービスではどちらかしか入れない。(⑤=家庭へ浴槽を持ち込んでの訪問入浴の意、集計者注。)
自宅の入浴リフトがこわれやすく、必ず必要なのに高額で、補助がないのが困る。
(空)

⑤入浴サービス-2番目に

1. 満足	2. 回数増	3. ヘルパー-自宅	4. 事業所での	5. 訪問入浴	6. 通所事業所内	7. その他	無回答	計
0	5	1	7	3	3	1	29	49

※「2. 回数増」での「週〇回希望」記入内容：

3	4	7	(空)	(空)
---	---	---	-----	-----

※「7. その他」内容：

放課後デイサービスと入浴できる場所

⑤入浴サービス-3番目に

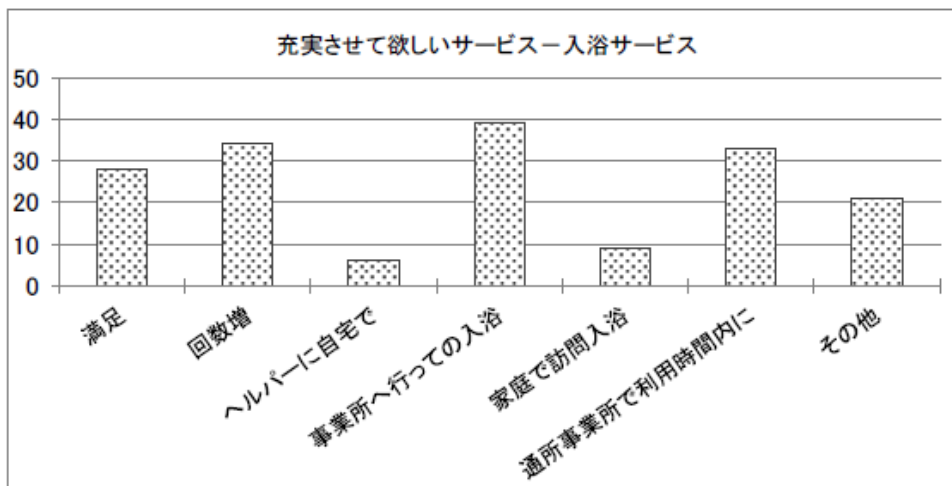
1. 満足	2. 回数増	3. ヘルパー-自宅	4. 事業所での	5. 訪問入浴	6. 通所事業所内	7. その他	無回答	計
1	3	1	1	0	6	1	36	49

※「2. 回数増」での「週〇回希望」記入内容：

2	(空)	(空)
---	-----	-----

※「7. その他」内容：

訪問入浴の金額1回500円、月6000~6500円が負担が多い。



76

『入浴支援全般に関するアンケート結果』

・2018年8月に大津市内の相談支援事業所に対してアンケートを配布。相談支援事業所5カ所、相談支援専門員9人から回答。

Q1. 入浴支援の利用調整で相談員として困っている点に関してお書きください。

*自宅での入浴に関して

・「自宅入浴が基本」ということを理解してもらえない家庭がある（外で入れてもらった方が楽、自宅に人に入ってほしくないという意見）

・自宅で入浴する場合、環境整備が必要で費用の負担感を訴える利用者が多い。

・2人介助でも抱えがしんどくなる体重（時期）に事業所と家族の思いの相違がある。

・自宅での今までの入浴方法、同線、配置等の変更や提案をなかなか受け入れられない場合があること。

・ヘルプ事業所の確保が難しい（身体障害の場合、2人体制になることが多く余計に確保が難しい）

*自宅外での入浴に関して

・自宅外で入浴してほしいという希望が多い（支援者に自宅には行ってほしくない）

・重複障害、特に重症心身障害タイプのケースの場合、そもそも自宅での入浴が危険である場合が多い。単純に浴室が狭いという問題もあるし、2名体制での支援が必要なケースも多いため、余計に入浴スペースの問題が際立つ。そういったリスクから施設開放の入浴支援が求められる流れになるのだが、資源が限られている。限られた開放利用枠に2名のヘルパー確保、確実に定期で受けることが出来るヘルプ事業所の調整等、調整が困難になる場面が多い。

・特に重症心身障害の方など、自宅で入浴することが困難な方が施設開放で機械浴を利用して入浴しているが、資源も限られており確保が難しい。二人介助が必要な方も多く、エリア的にもヘルプ事業所の調整が困難。

入浴回数を確保したいという家族の希望と、各事業所の資源の現状との間で調整出来ない部分もある。

・介護保険のデイサービスのような、通所して入浴できる施設が少ない。

・医療ケアが必要な利用者さんを受け入れてくれる生活介護事業所が少なく（ほとんどなく）、入浴方法が訪問入浴になる事が多い。

・訪問入浴の回数が少ない。

*その他

・就学前なので、入浴介助のヘルパーの利用は厳しいのですが、

①人工呼吸器を常時装着している子どもは、浴室までの移動、洗身時・洗髪時の気切部への配慮、アンビュー使用など、訪問看護と保護者の二人体制でもなかなか厳しいです。身体が小さいうちは、まだベビーバスなどで対応しやすいですが、4.5歳になられると、それも難しくなります。また、浴室までの移動や自宅浴槽につかることが本人にとって負担になるため、大きな槽を購入して室内で入浴されている児がいますが、限界になってきています。

②難治性のでんかんなどで、座位も安定していない児で、医療的ケアのない場合、訪問看護の利用が難しいので、家族の負担が大きいです。やはり身体が大きくなってこられると大変です。

・同性介助を希望されないことがある。例えば、利用者は男性だが、自宅にいるのが母（女性）水着や薄着の支援者が部屋を出入りするので女性のヘルパーを希望される。

Q2. 入浴支援の利用調整で相談員として工夫及び配慮している点があればお書きください。

- ・毎日の生活に即した部分のため、安定的に利用ができること
- ・安全確保と利用者の身体状況の把握のため、PTなど専門家を交えたアセスメントをしてもらいながらヘルプ事業所につなぐこと
- ・場合によっては福祉用具などを新たに使うことも、家族や関係者と確認して同意を得ること
- ・医療関係者をはじめ関係機関と連携し、自宅または入浴方法を相談すること。
- ・ヘルパーでの二人介助の入浴の場合、家族とヘルパー事業所で曜日や時間の変更を任せている。
- ・回数、場所等自由に希望通りにできるわけではないので、家族の希望とできる範囲のすり合わせについては配慮して伝えるようにしている。
- ・入浴支援に限ったことではないが、相談員のみアプローチで解決できることには限界がある。関係機関との連携が必須であるわけだが、入浴支援の検討の場合、資源が限られていはいはいるものの、施設開放をしている事業所は入浴支援の必要性、危機的状況を充分理解しており、協力的である。よって、共通の問題意識を持つ支援者がしっかりとつながり、実際のサービスに繋がるよう、情報共有等を密にする等、チームアプローチをより意識するようになっている。

本人の状態や家族の希望を把握したうえで各事業所に依頼・調整するようになっている。どちらか片方の意見や想いを押し付けたりしないような伝え方に配慮。

Q3. その他、天津市の入浴支援に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。

- ・やまゆり荘のような無料で入れる入浴施設があると、社会体験のひとつとしてヘルプで入浴することができてよいのになあ…
- ・訪問入浴を始める際、①ヘルパー利用をしての入浴 ②住宅改修（リフト等を設置）をしての入浴 ③訪問入浴と段階を踏んでと聞いていましたが、段階を踏まず最初からでも訪問入浴が可能になることが解ったので、利用に関して少し窮屈さはなくなりました。
- ・訪問回数は週3回ではなく利用者のニーズに合わせて利用可能になった方が良いと思います。
- ・回数の制限がなくなった時、料金に関しては、500円×回数は高いような…上限を設けても良いかなと思います。

（自宅でのヘルパー入浴や外に出た入浴ができず訪問入浴を利用している場合）

- ・施設開放をしている生活介護事業所等は利益の無い支援を継続している状況にある。入浴機械の劣化等、今後顕在化する問題に対して対応できる収入の確保、補助金の確保等が必要と思う。入浴は人が人として生活する上で欠かせない生活場面である。その生活支援が日常的に無理なく継続される体制が必要と思う。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

滋賀県
(滋賀の縁創造
実践センター)

滋賀の縁創造実践センター 民間福祉関係者が枠を超えてつながり、地域住民とともに社会とつながっていない人々の縁を紡ぎなおし、生き生きと地域のなかで暮らせるよう支援するしくみと実践を県下にくまなくつくっていくための推進母体

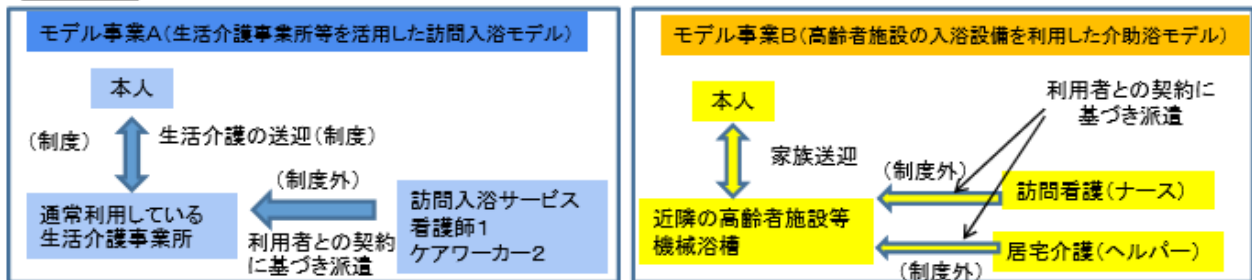
医療的ケアを必要とする重症障害児の入浴支援モデル事業(H27)

目的

在宅での入浴が難しくなっている重症心身障害児・者が地域の福祉施設のお風呂に看護師・ヘルパーの介助で入浴する新たなサービスの創出をめざす(モデル事業)

事業概要

県内の協力施設数:33施設(H28.3末)



※ 重症心身障害児・者の実態調査をする中で、入浴に関する課題が多いことが明らかになったため、重度の人、特に医療的ケアの必要な最も障害の重い人にスポットを当て、地域で安心して普通に暮らすことができるようモデル事業に取り組んでいる。

事業成果

これまで高齢者施設を障害児・者が利用する機会は限られていたが、モデル事業で受け止めていただく高齢者施設に、若年の障害児・者が出入りされることが醸し出す、日常とは違うよい空気感があると評価されている。